

国水下企第 112 号
平成 30 年 3 月 6 日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課長

住宅宿泊事業に係る下水道法の運用上の留意事項について

平成 30 年 1 月 31 日付けで環境省水・大気環境局水環境課長より、都道府県及び政令指定都市の水質保全担当部（局）長へ「住宅宿泊事業法の施行に伴う水質汚濁防止法等の施行上の留意事項について」（環水大水発第 1801311 号）が発出されたところである。

当該通知において、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に規定する住宅宿泊事業を営業する者の施設が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業の対象に含まれることとなり、住宅宿泊事業法施行後は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の特定施設（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 66 号の 3 及び第 74 号）に新たに該当する施設が生ずると考えられることが示されている。

このことを踏まえ、各下水道管理者におかれては、下記の事項に十分留意の上、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び関係法令を運用されるようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対し本通知を周知するとともに、各都道府県の住宅宿泊事業法施行部局と連携し、貴管内の住宅宿泊事業法施行部局に関する情報について、政令指定都市を含めた貴管内の全市町村に提供することを願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 使用の開始等の届出等について

住宅宿泊事業法の施行に伴い、新たに特定施設となった施設の設置者については、下水道法第 11 条の 2 に基づき、使用開始の時期等を公共下水道管理者に届け出なければならないこと、並びに同法第 12 条の 12 に基づき、排除する下水の水質測定及びその結果の記録等をしておかななければならないこと。

2. 住宅宿泊事業法施行部局との連携について

住宅宿泊事業法の施行に伴う下水道法等の円滑な施行を図るため、各下水道管理者は、必要に応じ、住宅宿泊事業法施行部局と連携すること。

以上